

# 受任調整会議の運営について

# (1) 受任調整会議の運営状況

- 市長申立ての事案について、成年後見制度の適切な利用に向けた検討及び調整を行うため、山口市成年後見制度利用促進協議会の部会として、令和4年4月に受任調整会議を設置。
- 弁護士、司法書士、社会福祉士及び山口市社会福祉協議会専門員等を構成員として、毎月1回会議を開催。
- 令和5年度からは、構成員が入れ替わる柔軟な組織とするとともに、構成員それぞれの発言を促すため、任期を1年とし、構成員3名の体制はそのままに、各回2名から各回1名の出席を求めることに変更。毎回各構成員から法律、財産管理、意思決定支援などの、それぞれの実務経験と専門的知見からの御意見をいただくことができていることから、令和6年度も令和5年度と同様の方式により会議を開催。
- 会議では、制度利用者に必要な支援の検討や後見事務、適任職種（弁護士、司法書士、社会福祉士、市社協等）及び後見人に必要な支援等について協議。
- 市長申立てが必要な方は、身寄りのないことに加え複雑な課題を抱えておられ、専門的知見からの幅広い意見が必要な場面が多いことから、市長申立て事案全件を協議対象とし、受任調整会議の後に市長申立てを実施。家庭裁判所に提出する申立書に協議内容について記載。ただし、緊急性のある事案については、受任調整会議の前に申立て、別途、適任職種等を家庭裁判所へ報告。

## 会議構成員

所 属	構成員
山口県弁護士会	弁護士3名
山口県司法書士会 (公社)成年後見センター・リーガルサポート山口支部	司法書士3名
山口県社会福祉士会	社会福祉士3名
山口市社会福祉協議会	生活相談課4名
山口市基幹型地域包括支援センター	
山口市障がい者基幹相談支援センター	
山口市成年後見センター	

## 受任調整会議の運営方法

### ■進行方法

受任調整シート、対象者情報シート、親族関係図、診断書をもとに進行

- (1) 担当者からの事案説明
- (2) 事案の内容確認（質疑応答）
- (3) 本人に対する支援の課題の精査（意見交換）
- (4) 協議事項ごとに協議

### ■協議事項

- ① 予測される類型及び予測される後見事務
- ② 付与が必要と想定される権限
- ③ 適任職種等
- ④ 後見人等に必要と思われる支援

- 令和4年度は11回会議を開催し、協議件数は23件。  
令和5年度は10回会議を開催し、協議件数は20件。  
令和6年度は9回会議を開催し、協議件数は28件。

## (2) 受任調整会議の協議内容等について

### 協議事案の概要及び審判結果について (R7.7.31時点)

#### 1. 対象者の基礎情報

区分	性別		高齢・障がい		平均年齢		生活場所			その他	
	男性	女性	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	在宅	施設	病院	生活保護受給中	日自利用中※1
R4年度(23件)	11	12	23	0	80	—	2	7	14	5	1
R5年度(20件)	11	9	18	2	82	51	1	12	7	6	2
R6年度(28件)	16	12	26	2	82	54	5	12	11	7	4
R7年度(11件)	7	4	10	1	87	57	1	5	5	0	2

※1 日常生活自立支援事業

#### 2. 受任調整会議の協議内容

区分	予測類型			予測される主な後見事務				適任職種							
	後見	保佐	補助か保佐	金銭管理	身上保護	債務整理、相続	紛争	弁護士	司法書士	弁護士又は司法書士	社会福祉士	法人後見(社協)	複数後見※2	その他※3	
R4年度(23件)	16	7	0	23	23	5	0	0	0	1	17	0	4	1	申立済み23件。
R5年度(20件)	18	2	0	20	20	5	2	0	0	0	16	2	3	1	申立済み19件。申立前に死亡1件。
R6年度(28件)	25	2	※2 1	28	28	7	0	3	0	3	21	1	1	0	申立済み26件。申立前に死亡2件。
R7年度(11件)	8	3	0	11	11	4	0	0	0	0	8	2	4	0	申立済み11件。

※2法律の専門家と社会福祉士 ※3知人

#### 3. 審判

区分	類型			適任職種						
	後見	保佐	補助	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見※4	複数後見	その他	
R4年度(21件)	18	3	0	2	2	18	1	2	0	当然終了2件。
R5年度(17件)	16	1	0	1	0	13	3	0	0	当然終了2件。
R6年度(25件)	24	1	0	5	0	17	2	1	0	当然終了2件。審判待ち1件。
R7年度(6件)	5	1	0	2	0	4	0	0	0	

※4社協、弁護士法人

# (3) 市長申立て後の状況等について

## 4. 協議内容と審判結果について

- ・概ね、協議内容のとおりの類型・職種で審判がおりている。
- ・協議内容(適任職種)と審判が異なった事案

(R4年度)

- ①協議内容:社会福祉士→審判:司法書士と社会福祉士の複数後見      ②協議内容:社会福祉士→審判:司法書士
- ③協議内容:弁護士又は司法書士と社会福祉士→審判:社会福祉士      ④協議内容:知人→審判:社会福祉士

(R5年度)

- ⑤協議内容:弁護士と社会福祉士の複数後見→審判:弁護士。その後、社会福祉士へ変更。
- ⑥協議内容:法律の専門家と社会福祉士の複数後見→審判:弁護士法人
- ⑦協議内容:①法律の専門家と社会福祉士の複数後見②法律の専門家から社会福祉士へのリレー方式→審判:弁護士法人

(R6年度)

- ⑧協議内容:社会福祉士又は法人後見→審判:法人後見(山口市社会福祉協議会)
- ⑨協議内容:弁護士又は司法書士→審判:弁護士

(R7年度)

- ⑩協議内容:弁護士と社会福祉士の複数後見→審判:弁護士

## 5. その他

- ・調査官による本人面談、精神鑑定が必要になった件数

区分	調査官による本人面談あり	精神鑑定が必要
R4年度(21件)	5	2
R5年度(17件)	4	5
R6年度(25件)	2	3
R7年度(6件)	2	3

- ・本人の心身状況や置かれている状況から、少しでも早く申立てを行う必要がある事案が増えてきている。
- ・市長申立て事案では、入院・入所中の方で日常生活の金銭管理、入院や入所契約や介護・福祉の必要な手続きといった「身上保護重視」の事案が多い。
- 申立て予定事案を原則全件協議としてきたが、事案により受任調整会議にかけるかどうかを再考していきたい。